住居表示が実施されると、皆さんの住んでいる地域の住所や本籍、郵便番号、不動産の表示が 次のように変わります。

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。

会津若松市 <u>幕内南町</u> <u>○ 番</u> <u>○ 号</u>

飯寺北一丁目 〇番 〇号

新 町 名 街区符号 住居番号

(2) 郵便番号は以下のとおりとなります。

町名	郵便番号
幕内南町	965-0849
飯寺北	965-0848
住 吉 町	965-0855

- ※ 住吉町の郵便番号は、変わりません。
- ※ 飯寺北一丁目は、飯寺北の郵便番号をご使用ください。
- ※ 新しい郵便番号は、平成28年8月8日以降にご利用ください。
- (3) 本籍の表示は新町名と地番で表示します。(実施区域内に本籍のある方)

会津若松市 幕内南町 ○○○番地○

飯寺北一丁目 ○○○番地○

住吉町 ○○○番地○

新 町 名 地 番

- ※枝番がつかない地番は「○○○番地」となります。
- ※なお、本籍の表示については、住居表示実施後、届出(転籍届)によって 新しい住居表示の街区符号で表示することもできます。

例) 住居表示:幕内南町1番2号 → 本籍:幕内南町1番

(4) 不動産の表示は新町名と地番で表示します。

会津若松市 <u>幕内南町</u> <u>○○○番○</u>

飯寺北一丁町 ○○○番○

新 町 名 地 番

※枝番がつかない地番は「○○○番」となります。